2月13日から
戸籍事務がコンピュータ化されます

写真はイメージです

戸籍は皆さんが生まれてから一生を終えるまでの夫婦、親子、兄弟関係などを公証できる唯一のものです。

五條市では市民サービスの向上と事務の効率化・近代化を実現するため、2月13日(火)から戸籍のコンピュータ処理を開始します。

現在の戸籍はすべて改製されて、**戸籍謄(抄)本**は**全部(個人)事項証明書**と呼び名がかわります。今までの五條市の戸籍は出生や婚姻、死亡等の事項が縦書きの文章で構成され、和紙に手書きまたはタイプライターで記載されていました。今回のコンピュータ化によって、文章だった記載内容が項目化され、また書き癖等によりわかりにくかった文字もコンピュータの活字で表示されるため大変読みやすい戸籍になります。

また、西吉野町や大塔町に戸籍がある場合は、それぞれの支所でしか戸籍が取れませんでしたが、コンピュータ化により支所ではもちろん、本庁でも戸籍の発行ができるようになります。

証明書は次のようになります

旧

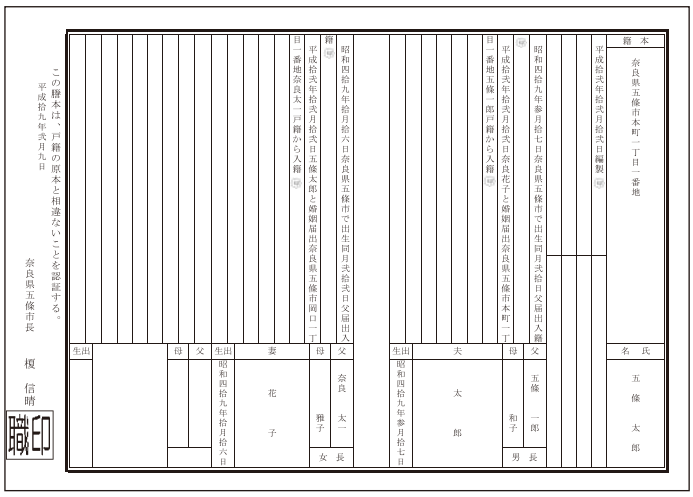

この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを認証する。
平成拾九年弐月九日
奈良県五條市長　榎　信晴　職印

戸籍謄本
奈良県五條市本町一丁目一番地

	名氏	出生	父	母
夫	五條　太郎	昭和四拾九年参月拾七日	五條　一郎	和子
妻	花子	昭和四拾九年弐月拾六日	奈良　太一	雅子

昭和四拾九年参月拾七日奈良県五條市で出生同月弐拾日父届出入籍
平成拾弐年拾弐月拾日奈良花子と婚姻届出奈良県五條市本町一丁目一番地五條一郎戸籍から入籍
昭和四拾九年拾弐月拾六日奈良県五條市で出生同月弐拾日父届出入籍
平成拾弐年拾弐月拾日五條太郎と婚姻届出奈良県五條市岡口一丁目一番地奈良太一戸籍から入籍
平成拾参年弐月弐日改製

導入効果について
- ◆ 証明発行の迅速化が実現
- ◆ 戸籍記載の正確性確保（誤記載の防止）
- ◆ 本庁・支所でも発行可能

新

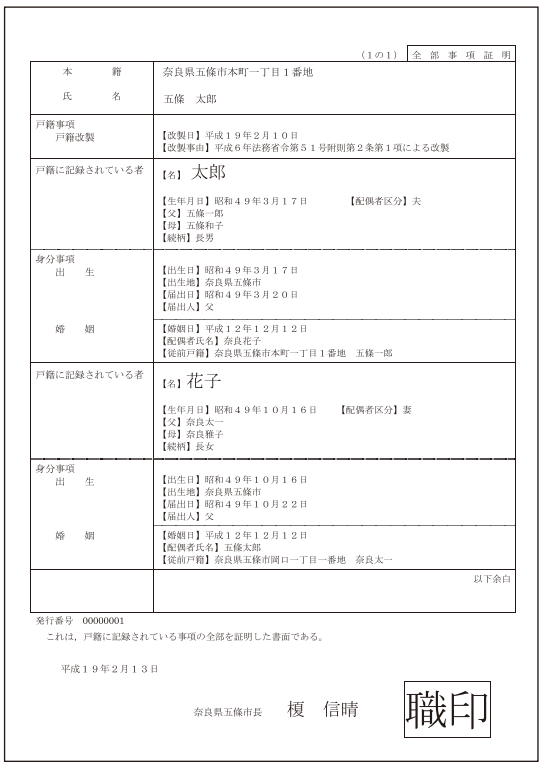

（1の1）　全部事項証明

本籍 氏名	奈良県五條市本町一丁目１番地 五條　太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成１９年２月１０日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和４９年３月１７日　【配偶者区分】夫 【父】五條一郎 【母】五條和子 【続柄】長男
身分事項 出生 婚姻	【出生日】昭和４９年３月１７日 【出生地】奈良県五條市 【届出日】昭和４９年３月２０日 【届出人】父 【婚姻日】平成１２年１２月１２日 【配偶者氏名】奈良花子 【従前戸籍】奈良県五條市本町一丁目１番地　五條一郎
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和４９年１０月１６日　【配偶者区分】妻 【父】奈良太一 【母】奈良雅子 【続柄】長女
身分事項 出生 婚姻	【出生日】昭和４９年１０月１６日 【出生地】奈良県五條市 【届出日】昭和４９年１０月２２日 【届出人】父 【婚姻日】平成１２年１２月１２日 【配偶者氏名】五條太郎 【従前戸籍】奈良県五條市岡口一丁目一番地　奈良太一
	以下余白

発行番号　00000001
これは，戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成１９年２月１３日
奈良県五條市長　榎　信晴　職印